

重要

2020年2月吉日

会員各位

I MA事務局

いすゞモーターオークション会員規約改訂のお知らせ

拝啓

春寒の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、いすゞモーターオークション会員規約を2020年3月1日をもって下記の通り、改訂させていただきます。

つきましては、会員皆様のご理解を賜り、引き続き弊社オークション会場をご利用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

以下、「第54条（クレーム請求と免責）」第4項①を下記の通り変更いたします。

第54条（クレーム請求と免責）

4. クレーム受付期間内の請求であっても、以下の事項については免責とします。但しエンジン、ミッション、メインフレーム等主要個所の重大な欠陥を事務局が認めた場合は除きます。（落札価格の3分の1の減額を限度とします。）
- ① 第三者に転売後、または他のオークション会場等での出品成約後の申立て（重大クレームを除く）。

↓

- ① 第三者に落札車を転売した場合、又は落札車の名義変更を完了した場合、第53条第6項各号に定める重大クレーム又は本項但書に定める重大な欠陥に係るクレームを除き、ノークレームとします。

以上